⑦　わごころケアセンター（児童発達支援・放課後等デイサービス）事業計画書

１　事業運営の基本方針

児童福祉法に基づき障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を家庭・関係機関と連携し、「児童の権利に関する条約」で示された、「子どもの最善の利益の保障」を根幹に、成人期を見据えながら各児童期に適正な支援を実践していく。

２　事業目標

（１）厚生労働省の策定した「放課後等デイサービスガイドライン」を基盤として支援・活動プログラムを組み立てる。

（２）地域において安定した生活を営むため、発達支援が必要な方を対象に、日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。

（３）養育する家族にみられる不安や迷いに対して、丁寧に対応し、共通理解を常にはかりながら支援に努める。

（４）自傷他傷等行動障害をもつ障害児に対して、関係機関や公認心理師等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努める。

（５）ヒヤリ・ハット報告を職員間で共有するなど危機管理に努め、怪我・事故がないようにする。

３　事業内容

（１）活動方針

わごころケアセンターでは、体調管理に配慮し、個々の状態に合わせた訓練を行う機会を設ける。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通し仲間との交流に繋げていく。併せて生活能力の向上、地域との交流を図る。

（２）支援内容

①本人支援の４つの基本活動

本人支援において、複数組み合わせて行うことが求められる４つの基本活動は、以下のとおり。こどもの意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、こども同士の関わりの中でこどもが主体性を発揮しながら参加できるよう、支援していくことが求められる。

「１」日常生活の充実と自立支援のための活動

こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。

「２」多様な遊びや体験活動

遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。

「３」地域交流の活動

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

「４」こどもが主体的に参画できる活動

こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる。

②健康管理の充実並びに障がいへの配慮

・健康管理の把握に努める。又、利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努める。

③外出活動

・近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設ける。

・地域の店へ買い物に出かけることで社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会とする。

④年１～２回 保護者会を開催

（３）５領域の対応

・５領域に基づいたアセスメントを行い、５領域を網羅した計画を作成した上で支援を行う。

・アセスメントや計画作成の際は、５領域の視点から、子どもと家族の状況を多角的かつ総合的に分析して、そのニーズや課題を把握することが肝要であり、単に５領域に対応する課題や支援を当てはめるだけのアセスメントや計画作成にならないようにする。

「１」健康・生活

【ねらい】

① 健康状態の維持・改善

② 生活のリズムや生活習慣の形成

③ 基本的生活スキルの獲得

④ 生活におけるマネジメントスキルの育成

【支援内容】

①健康状態の維持・改善

・健康状態の把握と対応

健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。

・リハビリテーションの実施日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。

②生活習慣や生活リズムの形成

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。

③基本的生活スキルの獲得

・生活に必要な基本的技能の獲得

こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をする。

・構造化等による生活環境の調整

生活の中で、様々な遊びや体験を通した学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。

・医療的ケア児への適切なケアの実施

適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。

⑤　生活におけるマネジメントスキルの育成

障害の特性や身体各部の状態について理解し、それらが及ぼす生活上の困難や補助機器を用いる際の留意点等について理解を深め、状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりしてより生活しやすい環境にしていくための支援をする。また、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントすることができるよう、こどもの意向を受け止めながら、自分で組み立ててできる行動を増やしていけるよう支援する。

「２」運動・感覚

【ねらい】

①姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

③身体の移動能力の向上

④保有する感覚の活用

⑥　感覚の補助及び代行手段の活用

⑦　感覚の特性への対応

【支援内容】

①　姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

②　姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

③ 身体の移動能力の向上

自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力や、事業所外での移動や交通機関の利用など、社会的な場面における移動能力の向上のための支援を行う。

④ 保有する感覚の活用

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。

⑤ 感覚の補助及び代行手段の活用

障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器による代行が的確にできるように支援する。

⑥ 感覚の特性への対応

感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。

「３」認知・行動

【ねらい】

①認知の特性についての理解と対応

②対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)

③行動障害への予防及び対応

【支援内容】

① 認知の特性についての理解と対応

一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。

② 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

・感覚の活用や認知機能の発達視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。

・知覚から行動への認知過程の発達

取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断や行動につなげることができるよう支援を行う。・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。

③ 行動障害への予防及び対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。

「４」言語・コミュニケーション

【ねらい】

① コミュニケーションの基礎的能力の向上

② 言語の受容と表出

③ 言語の形成と活用

④　人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
⑤　コミュニケーション手段の選択と活用
⑥　状況に応じたコミュニケーション
⑦読み書き能力の向上
【支援内容】
①　コミュニケーションの基礎的能力の向上
障害の種別や程度、興味・関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることができるよう支援する。
②　言語の受容と表出
話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援する。
③　言語の形成と活用
コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるよう支援する。
④　人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得や場面に応じた言動・対応など人との関わり方についての学び等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。
⑤　コミュニケーション手段の選択と活用
・指差し、身振り、サイン等の活用指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。
・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用
手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。
・コミュニケーション機器の活用機器(パソコン・タブレット等の ICT 機器を含む。)等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。
⑥　状況に応じたコミュニケーション
コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。
⑦　読み書き能力の向上
発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
「５」人間関係・社会性
【ねらい】
①　アタッチメント(愛着)の形成と安定
②　情緒の安定
③　他者との関わり(人間関係)の形成
④　遊びを通じた社会性の発達
⑤　自己の理解と行動の調整

⑥仲間づくりと集団への参加

【支援内容】

① アタッチメント(愛着)の形成と安定

・アタッチメント(愛着)の形成

こどもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。

・アタッチメント(愛着)の安定自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。

② 遊びを通じた社会性の促進

・模倣行動の支援

遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性の発達や対人関係の構築を支援する。

・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援

感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。

・一人遊びから協同遊びへの支援

周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。

③ 自己の理解と行動の調整

自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解し、自己を肯定的に捉えられる機会を通じて、気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるように支援する。

④ 仲間づくりと集団への参加

集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。

⑤ 情緒の安定

自身の感情や気持ち、生理的な状態像に関心を持ち、その変化の幅を安定させることに興味を持つことができるよう援助し、変化の幅が小さく安定した情緒の下で生活ができるよう支援する。

⑥ 他者との関わり(人間関係)の形成

他者の気持ちや意図を理解し、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることや場に応じた適切な行動ができるように支援する。

（４）日課

＜通常＞

ケース会議	１３：００～１４：００
学校迎え	放課後　～
活　　動	１４：００～１７：００
自宅送り	１７：００～１８：００

＜早帰り時・休業日＞

ケース会議	９：００～１０：００

迎え・通所　　～１０：００
昼　　食　　１１：３０～１３：００
活　　動　　１０：００～１７：００
自宅送り・迎え　１７：００～１８：００

（５）各種サービス

①送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の便利を図るために行う。

（６）年間行事

４月	新学期慣らし/手洗い研修
５月	近隣へ散歩/個人面談/BCP を利用した行動確認研修
６月	室内運動
７月	一日開所
８月	一日開所/不審者対応訓練
９月	新学期慣らし/虐待研修
１０月	ハロウィン/嘔吐・排泄物研修
１１月	近隣へ散歩/感染症発生時対応訓練
１２月	一日開所/クリスマス会
１月	一日開所/新学期慣らし
２月	節分遊び
３月	一日開所/新規利用者受け入れ準備

４　運営管理

（１）職員の員数　児童発達支援管理責任者１人、児童指導員１人、保育士１人、指導員１人。

（２）職員会議の開催（月１回）

安全委員会等会議に参加し連携していく

（３）職員研修

・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促す。

・自己啓発研修への支援を行う。

・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図る。

（４）法人委員会の設置

・法令遵守委員会

・教育・接遇委員会

・個人情報管理委員会

・苦情・要望・事故

・ハラスメント

・業務継続計画（BCP）

・感染症

・虐待・身体拘束

・広報・

上記委員会の委員より、委員会開催後職員へ研修

5　地域生活及び関係機関との連携

（1）利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図る。

（2）他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかる。

（3）ボランティア・実習生の受け入れ

・地域の方々を受け入れ、交流を深める。

・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい児理解を進める。

・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行う。

（5）広報

広く一般の方々に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とする。

6　安全管理

（1）非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他、必要な訓練を行う。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年２回実施する。又、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じる。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備える。

（2）緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。

（3）虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

①虐待防止に関する責任者の選定

②成年後見制度の利用支援

7　苦情解決

利用者やご家族及び市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとする。

8　資金計画

厚生労働大臣が定める基準による児童福祉制度収入を運転資金とする。